



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
7月3日
第730号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
公金事務の委託(財政課、文化芸術振興課)	1
令和8年度陸・海・空士(任期制自衛官)の募集(市町振興課)	2
令和8年度一般曹候補生の募集(市町振興課)	2
滋賀県農作物指定品種の指定(みらいの農業振興課)	2
滋賀県農作物特定品種の指定(みらいの農業振興課)	3
滋賀県農作物奨励品種の指定の取消し(みらいの農業振興課)	4
○ 公 告	
令和9年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告(イノベーション推進課)	4
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(東近江)	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部)	5

告 示

滋賀県告示第306号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)に基づく奨学資金に係る償還金(ただし、旧条例に基づく償還金を含む。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく貸付金の償還金、滋賀県営住宅滞納家賃および対象債権に係る遅延損害金(ただし、元金が完納しているもの)の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 弁護士法人ライズ総合法律事務所
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東京都中央区日本橋3-9-1日本橋三丁目スクエア12階
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県奨学資金貸与条例に基づく奨学資金に係る償還金(ただし、旧条例に基づく償還金を含む。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金の償還金、滋賀県営住宅滞納家賃および対象債権に係る遅延損害金(ただし、元金が完納しているもの)
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年6月13日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年6月16日

滋賀県告示第307号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 村田和彦
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市打出浜14番30号Oh!Me大津テラス2階
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料

- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和6年7月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年7月1日

滋賀県告示第308号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和8年度陸・海・空士(任期制自衛官)の募集について、次のとおり告示する。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和8年度採用2等陸・海・空士(任期制自衛官)(男子・女子)
- 2 募集期間 令和8年7月1日(水)から令和8年8月6日(木)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(We b試験方式) 令和8年8月18日(火)および19日(水)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和8年8月22日(土)
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(We b試験方式) 受験者計画
 - (2) 口述試験および身体検査 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)および自衛隊大津駐屯地医務室(大津市際川一丁目1-1)

滋賀県告示第309号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和8年度陸・海・空士(任期制自衛官)の募集について、次のとおり告示する。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和8年度採用2等陸・海・空士(任期制自衛官)(男子・女子)
- 2 募集期間 令和8年7月1日(水)から令和8年9月7日(月)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(We b試験方式) 令和8年9月16日(水)および17日(木)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和8年9月23日(水)および24日(木)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(We b試験方式) 受験者計画
 - (2) 口述試験および身体検査 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)および自衛隊大津駐屯地医務室(大津市際川一丁目1-1)

滋賀県告示第310号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和8年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和8年度採用一般曹候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和8年7月1日(水)から令和8年9月1日(火)まで
- 3 試験期日
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適性検査)(We b試験方式) 令和8年9月18日(金)および19日(土)のうち指定する1日
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査) 令和8年10月25日(日)および26日(月)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適性検査)(We b試験方式) 受験者計画
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査) 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)および自衛隊大津駐屯地医務室(大津市際川一丁目1-1)

滋賀県告示第311号

滋賀県農作物奨励品種等指定規程(昭和28年滋賀県告示第186号)第2条第1項の規定に基づき、次のとおり滋賀県農作物指定品種(以下「指定品種」という。)を指定する。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定品種に指定するもの

- (1) 種類名 水稻(粳)
- (2) 品種名 滋賀82号

2 新指定品種の来歴および特性の概要

- (1) 来歴 「滋賀82号」(仮称)は、滋賀県農業技術振興センターにて、「にこまる」を母、「レーク65」を父として平成21年に人工交配を行い、その後代から育成した系統である。平成22年にはほ場にて栽培しF1養成を行った後、同年秋から翌年夏にかけて世代促進温室にてF2～F4世代を栽培した。平成24年にF5世代で個体選抜を行い、以降は系統育種法に従って選抜と固定を図った。

平成26年にF7世代に収量試験番号「大育3167」を付して生産力検定試験および各種特性検定試験に供試した。平成27年からは奨励品種決定調査において諸特性の把握を行い、令和2年には地方系統番号「滋賀82号」を付した。さらに育成および諸特性の調査を継続し、令和4年のF15世代で育成を完了した。

(2) 特性の概要

ア 「キヌヒカリ」と比較して、出穂期は2日遅く、成熟期は7日遅く、育成地では中生の早熟期となる。

イ いもち病ほ場抵抗性について、葉いもちは「やや弱」、穂いもちが「弱」である。また、縞葉枯病には罹病性である。なお、穂発芽性は「やや難」である。

ウ 品質および食味特性について、玄米はやや大粒で、粒形はやや細長く頂部は丸みを帯び、色沢は飴色で光沢があり、縦溝はやや目立つ。高温登熟性に優れているため、高温年でも白未熟粒の発生が少なく、外観品質に優れる。なお、食味は「コシヒカリ」と比べて同等である。

滋賀県告示第312号

滋賀県農作物奨励品種等指定規程(昭和28年滋賀県告示第186号)第2条第4項の規定に基づき、次のとおり滋賀県農作物特定品種(以下「特定品種」という。)を指定する。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 特定品種に指定するもの

- (1) 種類名 水稻(粳)
- (2) 品種名 滋賀酒85号

2 新特定品種の来歴および特性の概要

- (1) 来歴 「滋賀酒85号」は、滋賀県農業技術振興センターにて、「吟吹雪」を母、「吟おうみ」を父として平成28年に人工交配を行い、その後代から育成した。平成29年にはほ場にてF1養成を行った後、平成29年秋から翌年夏にかけて世代促進温室にてF2～F3世代を栽培した。令和元年にF4世代で個体選抜を行い、以降は系統育種法に従って選抜と固定を図った。

令和3年にF6世代で生産力検定試験および各種特性検定試験に供試し、翌年からは奨励品種決定調査において諸特性の把握を行った。なお、令和7年はF10世代にあたる。

(2) 特性の概要

ア 玄米外観品質 玄米は「吟吹雪」と比べて、千粒重はやや大きく、粒形は丸みを帯び、色沢は飴色で光沢がある。なお、高温登熟性を有しており、高温年でも外観品質に優れる。

イ 酒造適性 工業技術総合センターにおける小規模での酒造適性の試験において、「吟吹雪」と同様の傾向が得られた。

滋賀県告示第313号

滋賀県農作物奨励品種等指定規程(昭和28年滋賀県告示第186号)第2条第4項の規定に基づき、次のとおり滋賀県農作物特定品種(以下「特定品種」という。)を指定する。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 特定品種に指定するもの

(1) 種類名 小麦

(2) 品種名 せとのほほえみ

2 新特定品種の来歴および特性の概要

(1) 来歴 「せとのほほえみ」は、平成23年4月に秋播性で農業特性と製パン性に優れるパン用コムギ品種を育成することを目標として、パン用系統「中系10-28」を母本、秋播性で高製粉性、穂発芽耐性に優れる「10Y1-048(後の「くまきらり」)」を父本として国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センターにて交配を行い、その後代から育成された品種である。旧系統番号は「中国176号」である。令和5年10月12日に品種登録出願された。令和元年度から令和7年度に滋賀県農業技術振興センターにおいて実施した奨励品種決定調査において諸特性の把握を行い、「ミナミノカオリ」と比べて成熟期は1日早く、製粉性、製パン適性にも優れる成績であった。

(2) 特性の概要

ア 形態的特性 「ミナミノカオリ」と比較して、^{かん}稈長は3.3cm長いものの、耐倒伏性は「強」と同程度である。

容積重はやや重く、外観品質はやや優れる。成熟期の穂は白ふである。

イ 生態的特性 「ミナミノカオリ」と比較して、播性はIVの秋播型であり、春先の凍霜害を受けるリスクが低い。出穂期は1日遅いものの、成熟期は1日早い。穂発芽耐性は「やや難」で、コムギ縞萎縮病I型およびIII型抵抗性は「やや強」、赤かび病抵抗性は「中」である。

ウ 品質特性 「ミナミノカオリ」と比較して、子実タンパク質含有率は同程度である。製粉歩留およびミリングスコアは高く、製粉性は優れる。作業性およびパンの官能評価で優れ、製パン適性は優れる。

滋賀県告示第314号

滋賀県農作物奨励品種等指定規程(昭和28年滋賀県告示第186号)第4条第1項の規定に基づき、次の滋賀県農作物奨励品種の指定を取り消す。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

奨励品種の指定を取り消すもの

(1) 種類名 水稻 品種名 ゆめおうみ

(2) 種類名 小麦 品種名 農林61号

(3) 種類名 小麦 品種名 シロガネコムギ

公 告

令和9年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告

令和9年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験を次のとおり行います。

令和8年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 養成科目 大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科およびデザイン科

2 募集人員

(1) 秋試験 各科合わせて10名程度

(2) 冬試験 各科合わせて若干名(秋試験の選考結果により冬試験を実施しない場合があります。)

3 研修場所 滋賀県南部産業技術共創センター信楽窯業技術試験場

4 研修期間 各科とも令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

5 出願資格 県内在住者または県内において窯業に従事している者もしくは従事しようとする者

6 受講料 月額4,250円

7 選考方法

(1) 面接試験

(2) 作文

(3) 適性検査

8 選考日時および場所

(1) 選考日時

- ア 秋試験 令和8年11月11日(水)午前9時から
- イ 冬試験 令和9年2月10日(水)午前9時から
- (2) 選考場所 滋賀県南部産業技術共創センター信楽窯業技術試験場

9 出願書類

- (1) 願書(滋賀県南部産業技術共創センター信楽窯業技術試験場において交付する所定の様式を使用すること。試験場のホームページからもダウンロードできます。)
- (2) 履歴書(最近6か月以内に撮影した写真を貼付すること。)

10 願書受付期間および受付場所

(1) 受付期間

- ア 秋試験 令和8年10月1日(木)から同年10月23日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は消印有効)
- イ 冬試験 令和9年1月5日(火)から同年1月22日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は消印有効)

(2) 受付場所 滋賀県南部産業技術共創センター信楽窯業技術試験場

11 受験料 無料

12 研修生合格者の発表

- (1) 秋試験 令和8年11月下旬、本人宛て郵送により通知します。
- (2) 冬試験 令和9年2月下旬、本人宛て郵送により通知します。

13 問合せ先 滋賀県南部産業技術共創センター信楽窯業技術試験場 〒529-1804 甲賀市信楽町勅旨2200-5
電話 0748-83-8700

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年7月3日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
小規模特別養護老人ホームのどがわ介護予防短期入所生活介護	東近江市神宮町316番1	社会福祉法人真寿会 理事長 谷智之	東近江市神宮町547番地	介護予防短期入所生活介護	令和8.7.1	2570500922
R&B陽々	蒲生郡日野町大字大窪680番地	有限会社ロッシュ・ジャパン 代表取締役 岩田光徳	草津市平井五丁目10番20-911号	通所介護	令和8.7.1	2571500608

滋賀県南部健康福祉事務所告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年7月3日

滋賀県南部健康福祉事務所長 嶋村 清 志

事業所	事業所の	名称	主たる事務所	指定障害福祉	指定年月日	事業所番号
-----	------	----	--------	--------	-------	-------

の 名 称	所 在 地		の 所 在 地	サービ ス の種 類		
訪問介護ま ごので草津	草津市野路町 667番地5E v a n s A号 室	株式会社A t o M	草津市野路町 667番地5E v a n s A号 室	居宅介護 重度訪問介護	令和8.7.1	2510601244